

- 進行
委員長挨拶
- 開会
 - 審議の進め方についてお話をする。まず、「教科書の採択に係る基本方針」について確認する。次に、前回の会議で承認していただいた審議事項1「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準」について確認する。審議事項2「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の選定資料」についての審議に当たっては、まず、事務局から説明をお願いする。その後、委員にも、実際に教科用図書を見てもらい、それを踏まえて、審議をしていく。それでは、「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準」については、前回承認を得ているので、審議事項(1)を事務局に説明を願う。
- 事務局
- 「教科書の採択に係る基本方針」について説明をする。別紙、「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。前回も説明しているとおおり、県教育委員会の教科書採択の方針を明確に示したものである。この方針に基づいて、採択基準及び選定資料等を作成している。
- 事務局
- 「一般図書の採択基準」について説明をする。お手元に配付した配付資料を御覧いただきたい。第1回審議会では、学校教育法附則第9条による教科用図書(一般図書)の採択基準については、案のとおり認めていただいた。御審議のほど、よろしく願います。
- 委員長
- 異議がなければ、「平成29年度使用学校教育法附則第9条の規程による教科用図書(一般図書)採択基準」について、この案のとおりとさせていただきます。
- 委員長
- それでは、事務局より専門委員会の報告をお願いする。
「一般図書の選定資料」について専門委員会の報告をいただく。その説明後、委員の皆様は教科用図書を閲覧していただき、その後、具体的な審議に入りたい。
事務局より専門委員会の報告を含め審議事項2、「一般図書の選定資料」について説明願う。
- 事務局
- 平成29年度使用 学校教育法附則第9条による教科用図書(一般図書)選定資料について以下の点について説明。
 - ・今回調査し、選定資料に搭載した一般図書は、新規導入図書小1冊、中3冊を含め、小学校用70冊、中学校用37冊の計107冊。
 - ・教科用図書一覧及び選定資料評価一覧表の見方について説明。
 - ・各図書とも、本審議会で審議した採択基準を基に、専門委員が児童生徒の障害の状態、発達段階、特性等を踏まえ、選定した図書となっている。
- 委員長
●●委員
- ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はないか。
 - 2ページの生活の一番最後の新しく載った家庭科の教科書の下の評価欄が空欄になっている。これは単純な記入漏れということでもいいのか。
- 事務局
- 御指摘のとおり、19ページに詳細の報告があるが、低学年「△」、中学年「△」、高学年「◎」の評価結果だった。
- 委員長
- ただいまの説明のとおりである。ここで各審議員の皆様には、まず教科用図書を実際に手にとって御覧いただく。時間は30分程度とする。

- 委員長
- 委員
- 事務局
- 委員
- 事務局
- 委員
- 委員
- 委員
- 委員
- それでは審議を再開する。特別支援の教科用図書について、何か御意見・御質問等はないか。
 - 小学校の27番についてお尋ねしたい。資料では19ページにある「イラスト版発達に遅れのある子どもと学ぶ性のはなし」について、書かれている自分の身の守り方や性についてどう考えていくべきかという点で内容がとても素晴らしい。
しかし、多くの紙面で保護者や支援者に向けたメッセージとして書かれているように思う。
教科書とは、子どもに手渡すことを前提に考えると、かなり取扱いが難しいものになると思う。そうすると、採択基準の3の(1)にあるように発達の段階に合わせて手渡していく図書としてはいかがなものか。
もしそのような図書が教科書として採択可能なのであれば、大人向けに書かれた図書の中に、もっと子どもに適するもの、絵がはっきり描かれている図書がほかにもあると思う。
 - この図書は、文部科学省から示された全国で採択数の多い図書資料一覧の中から選定した図書でもある。子どもの実態に応じて活用することになる。
 - その図書を使っているいろいろな情報や考え方を提供するということは良いと思うのだが、参考図書的な扱いは良いのだろうか。
 - 特別支援学校や特別支援学級の場合、教科書を通常の学級の児童生徒と同じように扱うことが難しい児童生徒もいる。その子の実態に合わせた活用の仕方を考えていく必要がある。
 - 私は特別支援学校での教員経験が長い。その経験の中で、なかなか図書を自分で見ることが難しいとか、図書を感じ遊びのように使う障害の程度が重度の児童生徒ともこれまで学習をしてきた。障害の程度が重度などの場合には教師が教科書を預かって、必要な部分を活用するなど、活用方法を工夫していく必要があると考える。
さらには保護者と連携して、教科書の内容を家庭にも伝え、トータルで児童生徒の学びを支えるという方法をとってきた。そういう意味では、もっとたくさんの本が欲しいと思ってきた。参考図書のような本も採択できるのであればいいと考える。具体的には「イラスト版おてつだい」などイラスト版のシリーズものがほしい。家庭との連携にも効果的だった。その経験からも、もっと選定できる図書が増えたらいい。
 - 保健体育の教師なので安全に関するものや保健に関する図書を中心に見た。全体的に内容の分量が非常に多くて子どもが読めるか、学べるかという心配を感じた。特別支援学級や特別支援学校で学ぶ子どもたちのために、もっと小分けで、一つ一つを丁寧に学んでいけるような教科用図書が増えると良いのではないかと感じた。
 - やりとりの中で話題となった参考図書という扱いは違うと考える。あくまでも教科用図書として子どもたちに給与する対象として考えないと、扱う内容や扱い方の解釈がさらに幅広くなるし、教科用図書としての基本的な考え方が崩れてしまう。だから教科用図書としての位置付けで考えていかななくてはならない。
先ほど委員から御意見があったとおり、教科書という視点でここにある一般図書を丁寧に見ていくと、子どもがこの本を使って指導要領に位置付けられた教科等のねらいに達することができるかという点、やはり内容によっては難しい部分もたくさんあると思う。

しかし1年でこの本を学び終えるというものではないと思っている。義務教育9年間で系統的に学ぶわけなので、9年かけて機会あるごとに抜き出しながら使っていく。それは教科書として本人が学ぶこともあるだろうし教師が提示することもあるだろうし、教科書を使って保護者が子どもと学ぶこともあるだろうし、やはりその子どもの実態に応じて選択していく。それを9年間積み重ねていくことを基本的スタンスとして教科書という位置付けで考え、子どもたちに給与していくということを確認したい。

教師や保護者の参考図書も可能だと考えてしまうと少し筋が違って来ようと思う。

事務局

- 知的障害が比較的重い子どもが一般図書を使用している場合が多い。特に小学校低学年では児童の興味・関心を持たせるために一般図書を効果的に活用することがあると思う。

委員長

- やはり教科書として編纂されているものではないものを利用していくということで、内容全てがそのまま使えるかどうかということも含め、これまでそれぞれの現場で使い方を考えて、対応されてきたのだろうと考える。

この会としては、選定図書を教科書として扱い、検討を進めていくことで再確認する。これまでのことも含め全体的なことで意見をお願いしたい。

事務局

- ここで性に関する図書のことで補足がある。
- 小学校用及び中学校用の性に関する一般図書の内容と採択に当たっての留意点について説明。
 - ・児童生徒の個々の状況や発達段階を踏まえ、内容の取扱いへの配慮が必要であることから保護者と連携しながら計画的に指導を進めていく。

委員長

- 27番「イラスト版発達に遅れのある子どもと学ぶ性のはなし」については取扱いに注意が必要であることが確認された。

●●委員

- 国語と算数・数学に部分について確認したい。

選定資料の1ページにある「2採択の順序」を見ると、いわゆる☆本が難しい子どもは一般図書を使うということになっている。ここには「ゆっくり学ぶ子のためのシリーズ」が一般図書の中にある。内容は明らかに☆本より能力的に高い子どもでないと理解できないと思われるが、これはこの条件の中の(4)にある「能力、その他の理由で指導に適さない場合」という理由が生きて、一般図書に入っていると解釈してよろしいのであろうか。

事務局

●●委員

- そのとおりである。
- 資料の中の中学校の表記の仕方だが、具体的には44ページ英語のところだが、「○」とか「△」とかの付き方だが、「◎」は適している、「○」は一部、適している、「△」はほとんど使用に適さないと読むということになっている。

英語のところ、「えいごえほん」とか「絵本ABC」は比較的学びの遅い子には「△」、比較的理解の早い子では「○」ということは、この図書の使用が適する子どもはいるのかと思える。

ここでの読み取りとしては、もともと絵本なので全てのページが適するとは限らないということでもいいのだろうか。

事務局

- 63、64ページなどを見ると適応の幅の狭い図書がある。比較的理解の早い子どもでも一部適しているという評価ではあるが、昨年度実績では7校で採択されている。

●●委員

- 知的障害の子どものための図書をじっくり見ることができ、大変貴重な機会となった。

国語の「ゆっくり学ぶ子のためのシリーズこくご1」は比較的低学年に適すると評価されているが、題材にタイトルがない。配列は大変良いが子どもが見たときに何を勉強しているのか、子ども自身が分かりにくいであろうと感じた。大人が丁寧に説明を伝えていかないと子ども自身はどんな場面でこの学習を生かせるのか分かりにくい。教科書のページの中に指導者向けの発問や留意点は書いてあるが、子どもが見て分かる小見出しが加えてあるとさらに指導がしやすい。

また知的障害のある児童生徒は話で聞いた説明を理解することに困難さがあるため、教師の言葉による説明は反対に理解を難しくすることもある。

実践をもとによく練り上げられ、配列された内容だが、タイトルがあればなお良いと思った。

算数でも三桁足す三桁の足し算を見たが10の束と100の束をタイル図で表しているが、説明がなければ教師でも何を意図しているものか分かりにくいと感じた。

また内容に単位が付いている時と単位が付いてない時と仕様がまちまちなところもあった。じっくりと見ながら、子どもに概念を教えることの難しさを感じた。

事務局

- 御指摘のとおりであり、一般図書の限界というか、教科用図書といっても検定済みの教科書とは違って、指導で使うという前提にはなっていないという点が難しい。

●●委員

- 一般図書を教科書として活用するという限界の中で、子どもの学習が成立する、あるいは成立するだろうというねらいで選ばなくてはならないと思っている。そう考えると、たとえば算数の「かぞえてごらんぜんぶで100」という図書があるが、これは全てのページが100である。これが高学年に「◎」ということで、確かに、例えば10個ずつ数える、1から100まで言ってみるといえるように使えるとは思いますが、数の概念を少しずつでも育てようという時に、この100だけのページの本というのは厳しいと感じた。

「かずの絵じてん」は小学校算数の1年生に入る前後ぐらいの内容からある程度のところまでの内容となっている。子どもの障害の状態や特性にもよるが、この本を使ったらこのような学習が成立するということが考えられるような本を選ぶことが、一般図書の限界を教科書として提案するときの原則になるのかと考えた。

もう一つ、「とけいがよめるようになる とけいくん」だが、これは動かすことができること、時計の針も大きいことから、操作しながら時間を読むことができる本なので、人気があるという話も分かる。何時何分に学校に行くとか、何時何分にバスに乗るとか、いろいろな使い方ができる。反対に「とけいのえほん」というのは、正時だけを指している本で、小さい子どもや障害のある子どもが、時計とは必ず長い針が上を向いているのものと勘違いしないだろうかと思った。むしろ動く方が先で、これは何時かなと入っていくのが自然だろう。一般図書をいかに教科書に近付けるというか、よりよいものを選んでいくということを考えていく必要があると、算数の教科用図書を見て感じた。

事務局

- 確かに二次元では難しいところを三次元という、動くものを使って学習できるような一般図書があることは、良いと思う。

●●委員

- 今のように、1冊ずつ取り上げて検討してしまうと、私たちも専門委員と同じ役目になってしまう。その子どもの特性に応じて、学ばせたい内容を重

点的に扱う本を担当が実態に即して選んでいくということが基本になるので、総じて皆、知的に障害がある子どもたちに合うかどうかという一般的な基準で考えられるものではないと考える。

今回、候補本として、この資料に掲載されている本については、発行年度が非常に古い本もあるのだが、今の知的に障害のある子どもたちが社会に巣立つまでに身に付けなければならない各教科・領域等に分かれた内容が非常に広く網羅された本が候補本として上げられているのだと思う。その中から、やはり各子どもに応じた本を選択していくというのが、実態を丁寧に把握し、教師が指導方針のもとに選んでいく、あるいは保護者及び本人の思い、希望を受け止めながら選択していくということなのだと思う。

従って、これから現場の先生方に選んでいただくということではないかと思う。

●●委員

- 意見ではなく感想である。「◎」「○」「△」という評価があるが、あたかも「◎」の方がいいと感じてしまうが、これまでの話を聞いていると、子どもの障害等に合う幅が「◎」の方が多いということなのだと思う。

そこで私は選定資料の評価で「◎」ではないものを中心に見たのだが、やはりそれぞれの子どもに応じて先生方が選択しながら活用していくことになるのだろうと思う。

そう考えると、採択基準の中の「2組織と配列に関すること」(1)について本当に内容が組織的・系統的でなければいけないのだろうかと思った。その本の中から、教えることを教師自身がその子の実態に応じて個々に選ぶという形になっていくのであろうから、その本全体が必ずしも組織的・系統的に配列されたものでなければいけないということではないだろうと感じる。

「3の学習と指導に関すること」についても(1)の児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか、というよりは、たとえば特性等に応じて柔軟に選択できるようになっているかという形の採択基準のほうが一般図書に関してはいいのではないかと思った。そのあたりの捉え方を来年度以後、考えていかななくてはいけないのではないかと思う。

今年度はこの採択基準に従って選ぶことになるが、子どもの特性に合った捉え方というのが今後の課題になるであろうとの感想を持った。

事務局

●●委員

- 次年度、検討していく。
- P T Aの立場から参加している。今もいろいろな障害のある子どもたちと関わることがある。その中で子どもはごまかしがきかないということを感じている。子どもこそ本質を見抜くということを感じている。目の前に並ぶ図書は、子どもたちの可能性を引き出す宝だと思って見た。子どもたちが集中して見る図書は、きっとその子どもの可能性を引き出す力がある本なのだと思う。今後、実際に子どもに携わる中で、子どもたちのために良い本の情報を吸い上げて、子どもたちの可能性を引き出していくような教科書採択をしていただくようお願いしたい。

事務局

●●委員

- 子供たちの可能性を引き出していくという視点を忘れないようにしていく。
- 感想ということで話したい。委員の意見を聞きながら、とても大切なことだと感じた。選定資料1ページに特別支援学校・特別支援学級における教科用図書の採択についてということで詳しく書かれている。

1の採択について給与の対象となる教科用図書は、義務教育諸学校の児童は各学年の課程において使用するものであり、かつ無償措置法に定める採択方針に従って採択されたものであるという縛りがあると思う。

これを外してしまうと、通常の書店に並ぶ本と何ら変わらないということになってしまおうと考える。決してそういう種類の書籍ではないと考える。

採択の留意事項、3の(1)「一般図書(絵本等)の採択は検定済み教科書に準じて採択するものとする」とある。準じなければならぬのだが、どこまで準ずればいいのかという話になるのだろうと思う。そうすると、先ほど委員が話していたように、採択基準の各項目のどういう条件を満たしたものを教科用図書に準じたものとして一般図書の中から選ぶのか、という話になると思う。だから、ここに提示されている書籍から遡っていくのではなく、与えられている条件だったり法的な整備の流れを満たすものを選んでいくのが本筋だと思う。

現場の先生方が実際に子どもたちを指導していく中では、この本のこの部分が使えらるというのはたくさんあるのだと思う。しかし、それを無償措置法の教科書扱いに全てできるのかというと、そうではないと思う。その条件を満たせる種類のものほどの辺りまでなのかということも議論しないとならないのではないかと感じた。

事務局

●●委員

- 文部科学省の著作教科書☆本のさらなる充実が必要になると感じている。
- 前から委員として参加させていただいており、今回は本をじっくり見させていただいた。その中で古いという感じのするものが結構ある。編み物の本があるが、今はあまり編み物はしないし、作品も今の時代に合わない。分量が多い、文字が多い、ごちゃごちゃしているというものが結構ある。知的に障害のある子どもたちはいろいろなことを一緒に記憶するということが難しいので、もっとシンプルなものでも本人が興味を持てるようなものが一般図書に必要なのではないかと考えた。

専門委員の先生方に基準に照らし丁寧に見ていただき、選定資料にまとめていただいている。その評価をよく見ながら、その子に合った一般図書を先生方が工夫をして、今ここでこれを教えて、どのようにつながっていくのかまで考えて、採択してほしいと思う。

今、個別の教育支援計画が作成されているが、その時に親の望んでいるものは何なのか、それを教えていくために必要な教科書はその子にとってどのようなものが良いのかを考えていくことが一番いいと思う。我が子は障害の程度が重度なので、音のなる絵本が活用できるという現状だが、それでもそれを使って音楽を楽しむということで、余暇活動につながっていくといいと思うし、一般図書もそのような観点で見ただけだったらいいと思う。貴重な時間を子どもたちのために、基準や選定資料を作っていただき、親として大変ありがたく思う。

●●委員

- 性教育の本のことが話題にあがったが、性教育の本の取扱いについて、この場にいる人が分かっているけど、現場で使用する教員が分からないということがある。「イラスト版発達に遅れのある子どもと学ぶ性のはなし」は確かに小学部段階では難しいけれども、各学校にこの本が小学部用として取り上げられた意図を文書で伝えてもらいたい。小学部でこの本を通して学び、中学部である程度、自分で学べるようになって2冊の中学部用図書を選んでもらえるようになれば、系統的に知識を得ることができる。

本校では、宮城教育大学のCOC事業のモデル校として情報端末機を借りている。自分で教科書をめくれる児童生徒はいいが、肢体不自由を併せ持っている児童生徒や思うようにめくれない児童生徒もいる。自分の見たいページを先生方が子供の表情から読み取れなかったりする中で、情報端末機を使

事務局

って見ている児童生徒もいる。まだ台数が少ないので全員ができるわけではないが軽いタッチで自分が見たいところの絵を見たり大きな画面で文字のなぞりができたり、五感全てに働き掛けることはできなくても実際に目で見たり音を聞いたりということで学習に向かっている。教科書の電子化はないのかという教員の声も要望として聞こえている。

●●委員

○ 昨年度実績を見ると「イラスト版発達に遅れのある子どもと学ぶ性のはなし」は1校、中学部用の「10歳からの性教育」も1校の採択である。「子どもとマスターする58のからだの知識」は5校で採択されていた。各学校に特定の教科用図書について選定した意図を文書で伝えることは難しい。

●●委員

○ それぞれにいいところがある本が並んでいる。各学校の先生方が担当する子どもに合ったものを選んで活用していただけるといい。性に関する図書については、小学部では少し難しいがその本を使い、次に中学部で使うというような系統的な意図があっても、学校でそこまでくみ取るには難しいので、原則は大きく小学部に合ったものを小学部で、中学部に合ったものは中学部でというように、それぞれの実態に合った内容で選択すべきかと思う。

●●委員

○ この場に参加したのは初めてであり、このような過程で一般図書が採択されていくことがよく分かった。たくさんの教科用図書があるので現場の先生方が子どもたちの実態に応じて選び、使っていくのだろうと思った。

●●委員

○ 私もこのような場に参加したのは初めてであり、今回、一般図書をじっくり見せていただいてよかったと思う。一般図書の採択の意義等についても十分理解することができた。

選定資料を見た時に「○」「△」「◎」というのが一番先に目についた。その時、「◎」が付いていない図書を採択していいのかという思いをもっていた。しかし、特別支援に携わった先生方にいろいろお話を伺う中で、できるだけ選択肢があった方がいいということが分かり、確かにそうだと思った。

今後、特別支援学級の担当教員等に子どもたちに合った教科書の給与というものをしっかり伝えていきたいと思う。大変勉強になったし、選ぶ側の責任ということを感じた。

事務局

○ 何年も支援学校の担任として教科用図書を選んできたが、審議会を通して1冊1冊にこれほどの思い入れを持って吟味され、選ばれてきたということに対して不勉強だったと感じた。皆さんの努力の中でこういう場があることが分かり、感謝したい。

その上で現場経験で話をすると、それぞれの子どもにあった図書を2、3冊選んでいくと、何年か後にはこの子どもに合ったものがないという壁に突き当たる。本当に千差万別な子どもがいる中で、その子に合ったものを採択していくということを考えると、もっと候補本が欲しいというのが正直な気持ちであり、現場の意見を吸い上げてもらえるといいと思う。

一人で本を読めない子どもには教員と一緒に読んであげて学習に使うということ普段から行っている。その中で、一番よく使うのが絵本である。その中からソーシャルスキルに使ってみたり、コミュニケーションの場に使ってみたり、発語を促してみたり、言葉への興味、感情の理解、いろいろなことを意図して使える絵本がある。今後、障害の重い子どもへの活用に向けて、教科用図書の中に絵本を増やしていくことを考えてほしい。

○ 3日間の専門委員会の中で1日目に平成30年度に向けて新たに採択したい図書の調査、時代に合わないために削除した方がよいと思われる本について調査し検討している。

●●委員

事務局
委員長

○ 選定資料の2, 3ページに書いてある書名の脇にページ数があると活用しやすくなる。もしできるのであれば付け加えていただけるといいと思う。

○ 工夫をしていく。

○ 意見も出尽くしたので、このあたりで特別支援の選定資料についての審議を終わりにしたい。

続いて、審議事項3「その他」の審議に入る。はじめに、答申のまとめ方について、お諮りする。まず、私の方から、昨年度の例を申し上げる。諮問事項の採択基準及び選定資料について、審議内容に基づいて教育長に答申を行う。その際、答申に向け再度文言や資料相互の整合性の確認等を慎重に行う必要がある。その作業に時間を要することから、審議会当日ではなく後日、答申を行うことにした。答申は、審議会として行うものであるが、審議スケジュールの関係で再度審議会を行うことは難しいので、最終的なまとめの権限を委員長、副委員長に御一任いただいた。今年度も、昨年度と同様に進めてよろしいか。

委員
委員長

(賛成)

○ それでは、諮問のあった事項について、本日の会議の議事内容を踏まえ、副委員長と調整し、答申内容をまとめたいと思う。また、まとめ次第、教育長に答申させていただくとともに、各委員にもその写しを送付する。

なお、今年度は、6月1日(水)1時から1時30分までの時間で行うことにしている。

「その他」、事務局から何かあるか。

事務局

○ 今後の予定について以下のとおり説明。

・答申後、県教育委員会は答申に基づいて採択基準及び選定資料を決定。

・県内各市町村教育委員会、採択地区協議会、県立特別支援学校等に資料を送付。

・各採択地区協議会では、7月下旬を目途に平成29年度使用教科用図書を決定し、報告。

・本日の会議の議事録は、後日各委員に確認いただき9月1日以降に公表。

委員長

○ 以上で、平成28年度「第2回宮城県教科用図書選定審議会」を終わらせていただく。

進行

○ 最後に、参事兼義務教育課長が御礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長

○ 本日は、採択基準及び選定資料について、審議をいただき、感謝する。障害を持つ子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援につながるような審議をいただくことができた。この後、答申を受け、市町村教育委員会にも採択基準、選定資料等送付をするが、今後の各採択地区協議会での独自の調査・研究、教科用図書の採択を行う上で、大きな拠り所の一つになるものと考えている。また、市町村教育委員会においても、「採択結果及び理由等の公表」が求められることになるが、その意味でも比較検討ができる有効な資料になるのではないかと思う。教科用図書は、教育上極めて重要な意義をもつものである。学校現場において、児童生徒の発達の段階、障害の種別・程度や特性等に応じて、これら一般図書を適切に使用することにより、興味・関心の高まりや多様な感覚の活用など、子どもたちの学びの幅が一層広がり、教育の充実につながっていくことを期待する。

結びになるが、審議委員の皆様には、公私ともに、御多用な中、審議委員をお引き受けいただき、2日間にわたって慎重に審議していただいたことに改めて、御礼を申し上げ、閉会の挨拶とする。